

平成 25 年 4 月 1 日

簡易専用水道設置者の皆さまへ

地方分権に関する法律が制定されたことに伴い、従来は北海道岩見沢保健所が実施していた簡易専用水道の設置者に対する水道法（以下「法」といいます。）に基づく指導・監督の権限が、平成 25 年 4 月 1 日から夕張市に移譲されました。

引き続き、法に定める基準に従い管理を行うとともに、定期的な法定検査を受検して下さい。

1 管理の基準

- ① 水槽の掃除を 1 年以内ごとに 1 回、定期的に、行うこと。
- ② 有害物や汚水などによって水が汚染されないように、水槽の点検などを行うこと。
- ③ 給水栓（蛇口）における水の色、濁り、臭い、味、その他で水に異常があった時は、必要な水質検査を行うこと。
- ④ 供給する水が人の健康を害する恐れがあると知った時は、直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険であると関係者に知らせること。

2 法定検査

1 年以内ごとに 1 回、必ず受検して下さい。

なお、検査は岩見沢保健所または厚生労働省の登録検査機関で行なっていますので、検査のお申込み・お問合せは下記まで直接行なって下さい。（夕張市では実施していません。）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 岩見沢保健所 | 電話：0126-20-0125 |
| (2) 日本衛生株式会社 | 電話：011-888-0122 |
| (3) 株式会社環境科学研究所 | 電話：0138-48-6211 |

以上